

クレルヴォーのベルナルドウス

恩寵と自由意思

上野正二訳

序言

サン＝ティエリ修道院長グイレルムス師へ、兄弟ベルナルドウスより
過日あなたの御存じの折りに着手しました恩寵と自由意思に関する
小論文が、神の援けによつて私に可能な限りで、完成しました。私が
重要なことがらについて適切なだけ言及していないとか、多くの人々
が既に論じたことを無駄に繰り返しているのが露見してしまふのでは
ないか、と懼れています。それゆえ貴方が最初に、そしてもしよろし
ければ一人で読んで下さい。この書物が世間に公表された際に、読者
の愛が築き上げられず、著者の無思慮が公示されることのないようす。
だがもし、公になることが有益であると貴方が判断されるのであれば、
その際、この難解なことがらについて、適当な短さが守られて、より
明瞭に表現しうるはずのことが、より不明瞭にしか語られていないの
に気づかれたら、ご自分で訂正して下さるか、訂正すべき点を私にお
教え下さるのを厭われませんように。「私を賛美する者は永遠の生命を
もつ」(シラ二四・三二)という知恵の約束が反古にされることを貴方が
欲しないならば。

第一章

(一) ある時、私が人の前で語つて、私の内なる神の恵みの素晴らしさ

を紹介していると……けだし、神の恵みによつて私は善に關して先行されてゐるのを理解しており、導かれているのを感じており、全き者にされると希望しているからだが……すると、私を囲んでいた一人が「もし神がすべてを為し給うのであれば、あなたはいつたい何をなし、またどのような報酬や報いを期待するのですか」と尋ねた。私は言う、「君はどう思うのか」と。彼は「無償であなたに先んじ、あなたを力づけ、清めた神に栄光を帰するがよい」(ヨハ九・一四)。さらに他のこと……自分を受けた恵みに恩知らずであることなく、これから受ける恵みにふさわしくあると自分を認めることができる他のこと……にふさわしく生きるがよい」と答える。私は言った、「君は善い忠告 (consilium) を与えてくれる。しかしそれは忠告が達成される力も与えてくれたならばのことだ。というのは、まことになすべきことを知ると、じつさいにそれをなすのとは、易しさが同じではないのであるからだ。盲人に案内者を与えるのと疲れた人に乗り物を与えるのとは全く違う。道を教える人すべてが旅人に旅費を与えるわけではない。迷わないようにしてやる者が彼に示すことと、道中で倒れないように助ける者が彼に示しているのは別のことである(マタ一五・三二)。従つて、教師だからといつてただちに、彼がなにを教えようとも、善の与え手であることにはならない。ところで、私に必要なものは二つある。教えられることと助けられることである。君は、人間として、私の無知に正しい忠告を与えてくれる。しかし、使徒が考えたことが正しければ、「聖靈がわれらの弱さを助ける」(ロマ八・二六)のである。私が君の忠告を実行できるためには、じつさい、君の口を通して私に忠告を与えてくれた神自身が、その靈によつてだが、援助を与えてくれる必要がある。それによつて私が君の忠告してくれるることを実行することができるようになつた。たしかに、すでに神からの賜物 (munus) によつて、「私に意志 (velle) はあるのだが、遂行する力を私

は見いだせない」(ロマ七・一八)のである。だが、意志を与えてくれた方が善き意志によつて遂行することも与えてくれるのでなければ、私は自分が獲得するとは信じない(ピリ二・一三)」と。すると彼は言う、「では、我々の功績はどうにあるのか、あるいは、どこに我々の希望はあるのか」と。私は答える、「聞きたまえ。神は我々の行う義の業によつてではなく、憐れみによつて我々を救われた(テト三・五)。それがどうだ。(じつさいには)聖靈によらなければイエスが主であると言うことすらできない君は(一コリ一二・三)あるいは自分で自分の功績を作り、また自分の義によつて救われるとおそらく考えたのだろう。君は「私なしにはお前たちはなにも出来ない」(ヨハ一五・五)と、また「人間の努力や意志によるのではなく、神の憐れみによる」(ロマ九・一六)と、誰が言つたかを忘れてはいるのではない」と。

(二) 君は「自由意思(liberum arbitrium)はいつたいなにをするのか」と問う。手短に答えよう。(自由意思是)救われるのだ。人間から自由意思を取り去るがいい。そうすると、救われるものがなくなる。恩寵を取り去るがいい。そうすると救いの根元がなくなる。この(救いの)業は二つの要素、つまりこの業の起源とこの業が与えられるもの、ないしこの業が行われる場がなければ実現され得ない。神は救いの創造者であり、自由意思是救いの受け手(capax)にすぎない。神でなければ救いを与え得ず、自由意思でなければ救いを受けることが出来ない。それゆえ、神のみによつて自由意思のみに(a solo Deo et soli libero arbitrio)与えられるものは、与え手の恩寵なしにはあり得ぬと同様、受け手の同意(consensus)なくしてはあり得ないのである。自由意思は、救いを行う恩寵に同意するとき、すなわち救われるとき、その恩寵と協働すると言われる。その恩寵に同意することが救われること

に至らないのは、獸には、それによつて捷を与える神に自らの同意をもつて信頼し、約束を与える神を信じ、恵みを与える神に感謝し、神に心を開いて従うところの意志の同意(voluntarius consensus)が欠けているからである。

意志的同意と自然本性的欲求とは別である」と

たしかに、意志的同意と自然本性的欲求とは別である。なぜなら、自然的欲求はわれわれと理性のない動物に共通であり、それは肉の魅力に捕らえられていて、靈に同意することができない。それで、それ自体は、使徒に別の名で肉の知恵と呼ばれているものであろう。彼は「肉の知恵は神と敵対している。それは神の法に従わず、いや、従うことが出来ない」(ロマ八・七)と述べている。かくして、先に述べたように、意志的同意が、動物と共通なものを持つてゐる我々を、動物から区別するのである。

意志的同意の定義

意志的同意とは、自分自身に關して自由(liber sui)な魂の習慣(habitus)である。たしかにそれは強要されず、無理に奪い取られない。それは意志に屬し、必然性に屬さない。意志によらないでは自らを否定することも、他に渡すこともない。そうではなく、もし意に反して強制され得るものであれば、それは意志的なものではなく、暴力的なものである。しかし意志のないところには同意もない。意志的なものでなければ同意ではないからである。それゆえ、同意のあるところ、そこに意志がある。また意志のあるところ、そこに自由がある。これが、私の思うに、自由意思といわれるものである。

第二章

(二) しかし、語られてくることがより明らかになり、我々が我々の欲

していることに対しても、より一層相応しい者になるためには、もう少し深く再考すべきであると、私は判断する。

自然的諸事物において、生命 (*vita*) は感覚 (*sensus*) と同じではなく、感覚は欲求 (*appetitus*) と同じではなく、また欲求は同意と同じではない。このことはこれから各々の定義によつて明らかとなる。といふのも、いかなる肉体にも生命が存するが、それは（肉体の）内部においてのみ活動する内的かつ自然本性的運動である。

感覚の定義

感覚とは、外的にも注意深く働いている身体のうちにある生命的運動 (*vitalis motus*) である。

自然本性的欲求の定義

自然本性的欲求 (*appetitus naturalis*) とは、諸感覚を熱烈に動かすために付け加えられた生命体 (*animans*) のうちにある力 (*vis*) である。

同意の定義

だが同意とは、意志の自發的な重力 (*nutus*) である。あるいは、上に述べたと思うが、自分自身に関する自由な魂の習慣である。

意志の働きには理性が伴うこと

さらに、意志とは感覚と欲求とを統御する理性的運動である。じつさい、意志はどこへ転げようとも、同伴者 (*comes*) として、またある仕方で従者 (*pedisequus*) として、理性を有している。つまり意志は常に理性によつて動かされるというわけではないが、理性なしに動かされることは決してないのであり、そこから意志は理性によつて、理性に反して多くのことをなす。すなわち、意志は理性のいわば援助によって、理性の忠告なしし判断 (*judicium*) に反して働くことになるのである。そのために次のように記されている。「その時代には、この世の子らは光の子らよりも賢い」（ルカ一六・八）。さらに「彼らは悪を行ふに知恵がある」（エレ四・一一一）。たとえ悪を行うためであつても、じつさい理性によらなければ、賢さあるいは智恵は、被造物のうちにあり得ないのである。

(四) 理性が意志に与えられているのは、意志を組み立てるためであり、意志を破壊するためではない。だが、もし理性が意志に必然性を加えて、意志が自由意思によつて自由に自らを転がすことが出来なくなれば、あるいは意志が（自然本性的）欲求や無価値な靈に同意する悪いものになり、神の靈に属するものどもを捉えることも、追求することもない動物的なものになる（一コリ二・一四）かもしれないし、あるいは逆に、恩寵に従う善いものになり、すべてを判定して自らは誰からも判断されない靈的なものになる（一コリ二・一五）かもしれないが、理性は意志を破壊することになる。だが、私は言うが、もし理性が妨げるために意志が何であれこれらのこととなし得ないのであれば、もはや意志は意志ではなくなる。たしかに必然性のあるところには意志はないからである。理性的被造物は自己の意志の同意がなければ正しい者、あるいは不正な者になることは出来ないことだがもし、理性的被造物が必然性によつて、また自己の意志の同意なしに、正しいものあるいは不正なものになり得たならば、たしかに彼は、いかなる理屈によつても、悲惨なものであるはずがなかつたし、幸福なものであることも全く出来なかつたであろう。彼にはたしかに……何れの場合にも……それのみが悲惨と幸福を受け容れるものであるもの、すなわち意志が欠けているからである。先に挙げた他のもの、すなわち生命、感覚、欲求は、それ自体によつて（人間を）悲惨にしたり幸福にしたりはしない。そもそもば、木は生命によつて、動物は残りの二つの働きによつて悲惨に縛りつけられたものであり得たり、あるいは幸福を受けるに相応しいものであり得たはづであるが、このようのことは全くあ

り得ないのである。我々は木と共に通の生命を有し、動物とも共通の感覚と欲求を有しているが、意志と呼ばれるものがその我々を木や動物から区別するのである。意志の同意は、それが我々を正しい者あるいは不正な者に定め、さらに功罪に応じて幸福にしたり悲惨にしたりする限り、随意的なものであつて必然的なものではないのである。この

ような同意は、意志の失われ得ない自由と、理性（意志はいつでもどこでも自らと共にこれを有しているからだが）の傾かない判断のために、自由意思と呼ばれるのは不適切ではない、と私は思う。自由意思は意志によって自らに自由であり、理性によつて自らに判定者であるのだ。そして判断は正当にも自由を伴つてゐるのであつて、それといふのも、たしかに自らに自由である者は、罪を犯すところで自らを裁くからである。だが、それは判断・裁きであつて、それというのも欲するのでなければ罪を犯すことのない者が、もし罪を犯すならば、欲していないことを見つけて、しかもそれは正しいのだからである。

(五) 自ら自由ではないと認められるその他のものは、どのようにしてそれに善もしくは悪が帰せられるのだろうか。必然性はもちろん（善悪の）いずれをも拒絶する。さらに、必然性のあるところには自由はない。自由がないところには功罪もなく、またそれゆえに裁きもない。——もちろん万事に關して原罪 (peccatum originale) を除いてである。なぜならば、原罪の場合には別の理由を有することが確定してゐるからである。意志的同意のこの自由を有しないものは何であれ、それには疑いなく功績も自己に対する裁きもない。それゆえに人間に關する全てのものは、意志のみを除いて自らに自由ではないために、功績と裁きの両方に無関係である。生命、感覚、欲求、記憶、気質 (ingenium) およびそのようなものは何であれ、意志に十全に従属していないこと自体からして、必然性に屬しているのである。だが自分自身からして

自分に服従しないことは不可能である……というのも誰も自分の欲しているものを欲しないとか、欲しないものを欲するというようなことはしないのだから……ので、意志自体が自らの自由を奪われるということも不可能である。

意志は他の意志にのみ変わりうこと

たしかに、意志は変えられ得るが、それはただ別の意志に変わるのであつて、決して自由を放棄するのではない。それゆえ、意志は自らを奪わることがあり得ないと同様に、自由を奪われることもあり得ない。もし人間があるとき何も欲していなかつたり、何かを欲するが意志によらない、といったことが可能であるならば、意志が自由を欠いているということも可能であろう。ここからして、狂人や児童、眠つてゐる者は、善であれ悪であれ、彼らの為すことの何事も帰せられないのであつて、それというのもたしかに彼らは自分の理性を支配していないのだが、それと同じく自分の意志の使用を確保してもいらず、また従つて自由の裁きも保持していないからである。したがつて、意志は自らをしか自由なものとして持たないので、自分によつてしか正当には裁かれないのである。遲滞した気質や落ちる記憶、あるいは不安的な欲求や鈍い感覚、あるいは無力になつた生命がそれ自体によつて人を罪ある者とするがないのは、その反対のものが人を無罪にすることがないのと同じだが、このことも、ただこれらのこととは意志によらずに必然的に生じうることが確証されるからに他ならない。

第三章

(六) それゆえ、意志のみがその生來の自由のおかげで、自らに対立したり、あるいは自らに反して何ごとかに同意することを、如何なる力によつてもいかなる必然性によつても強制されることがないので、正義か

不正義に同意するのに応じてだが、正当にも正しい被造物あるいは不正な被造物、すなわち幸福あるいは悲惨にふさわしく値する被造物に仕立てたのである。それゆえに、このように意志的にして自由な同意を……すでにのべたことからして、全ての裁き・判断も自らに懸かっていることが確定していることからして……自由意思と呼ばれるのを常とし、自由が意志に、意思が理性に関連付けられる、と先に我々が定義したのは、不適切ではないと私は思う。しかしこの自由 (*liberum*) は、たしかに、使徒が「主の靈のあるところに自由がある」(「コリ三・一七」と述べた自由 (*libertas*) ではない。

罪からの自由について

というのも、使徒が別の箇所で述べているように、罪からの自由があるからである。すなわち「あなた方が罪の奴隸であつたとき、義とは無縁 (*liber*) であった。しかいまやあなたがたは罪から自由にされて神の僕とされ、聖性に至る実りをもつていて。その目的は永遠の生命である」(ロマ六・二〇、六・二二)。ところで、誰が罪の肉の内にあつて自らを罪から自由にするであろうか(ロマ八・三)。したがつて、自由意思は、当然ながらこの自由からして言われているのでは決してないと、私は思う。

悲惨からの自由について

同様に、悲惨からの自由がある。それについても、同じく使徒は次のように述べている。「被造物自身も滅びの奴隸状態から自由にされて、神の子らの栄光の自由に入る」(ロマ八・二二)。しかいつたいこの自由をもこの死すべき生 (*mortalitas*) において敢えて自らのものとするものが誰かいるであろうか。したがつて、これが自由意思と呼ばれるのを我々は拒否したのだが、それは不当ではなかつたのである。

必然性からの自由について

だが、その自由の方が意志によりふさわしいと私が思う、必然性からの自由と我々の呼ぶことのできる自由がある。必然的なものは意志的なものの反対であると思われるからである。必然性から生じるもののは、もはや意志からではないし、同様にこの逆も言えるからである。

(七) 三種類の自由について

したがつて、そういううちに我々に明らかになり得たように、罪からの、悲惨からの、必然性からの、という三つの自由が露わになつたが、この最後に述べられた自由は、自然が(自然)状態で我々に委託しており、第一の自由へと我々は恵みによつて回復され、真ん中の自由は、祖国において我々のために備えられているのである。

ベルナルドウスは言う。三種類の自由があり、第一の自由は自然本性の、第二の自由は恩寵の、第三の自由は生命ないし栄光の自由である、と

したがつて、第一の自由は自然本性の自由、第二の自由は恩寵の自由、第三の自由は生命のないし栄光の自由と呼ばれる。すなわち、第一に我々は神による高貴な被造物として、自由な意志と意志的自由へと組み立てられている。第二に、我々はキリストにあつて新たな被造物として、無罪へと再形成される。第三には、我々は聖靈における完全な被造物として、栄光へと高められる。それゆえ、第一の自由は多くの名誉を、第二の自由は力をも最大限に、また最も新しい自由は喜びの極致 (*cumulus*) を有している。なぜなら、第一の自由によつて我々は他の被造物より優れ、第二の自由によつて我々は肉を、第三の自由によつて、我々は死を支配するのであるから。あるいは、神は第一の自由において羊や牛や野獸を我々の足下においたように、第二の自由によつて神はまた「あなたを賛美する魂を獸に渡さないで下さい」(詩七四・一九)と書

かれているこの世の靈的な獸を我々の足下に倒し打ち碎くのであり、最後の第三の自由においては結局、神は壞敗と死をうち破ることによつて、我々を我々自身にさらに完全に従わせるであろう。それはすなわち最も新しい死が破壊され（一コリ一五・二六）我々が神の子らの栄光の自由へと移るであろう時である。キリストは我々すなわち國を神である父に渡すとき、この自由によつて我々を自由にするのである。キリストがユダヤ人に「もし子がお前たちを自由にするならば、お前たちは本当に自由になる」（ヨハ八・三六）と語つたのは、この自由と、罪からの自由と呼んだ自由に関してであると私は思う。（この言葉でキリストは）自由意思が解放者を必要としていることを示していたのが、自由意思を解放する者は明らかに、必然性から自由にするのではなくて、――この自由は意志のことがらであるから、必然性を全く知らないから――意志的に自由にそれへと倒れ込んだ罪から、また同時に不注意に陥り意に反して作つて来た罪の罰から、自由にするのである。この罪と罰という二つの悪から解放されることは、人間のうちでただ一人、死人の中から自由にされた方、すなわち罪人たちの中で罪から自由にされた方によらずには、全く不可能である。

（八）たしかに、アダムの子らのなかで、「罪を犯さず、その口には偽りのない人」（一ペト一・二二）のみが、自らに罪からの自由を要求する。さるに彼は、罪の罰である悲惨からも自由を持つたのだが、それは現実態としてではなく可能態としてであつた。なぜなら誰も彼から命を奪わなかつたが、彼自身がそれを捨てた（ヨハ一〇・一八）のだからである。つまり預言者が「彼がそのことを欲したが故に、彼は捧げられたのだ」（イザ五三・七）と証言するのだが、それはちょうど、彼が欲したとき女から生まれ、律法の下におかれた（ガラ四・四）のと同じである。それは律法の下にいた人々を救うためにであつた（ガラ四・五）。

こうして彼もまた悲惨の律法の下にいた。しかしそれは彼が欲したが故であり、彼が悲惨な人々と罪人たちの中で自由な者として両方のくびきを兄弟の首から取り除くためであつた。

救い主はこれら三つの自由をもつていたはずであること

したがつて、彼は三つの自由を全て持つたのである。第一の自由は人間であると同時に神である本性から、他の二つは神的な能力からであつた。これらのうちの後の二つを初めの人間も樂園で持つていたのかどうか、あるいはどのような仕方で、どの程度持つっていたのかに関しては、後で（＊七章二二以下）見ることにしよう。

第四章

（九）だがこの両方の自由が、肉から解き放たれた完全な魂には、神とそのキリストおよび天上の天使たちと等しく、十全なものとして内在していることは、疑いなく知られねばならない。というのも、聖なる魂には、まだ肉体を受け取つておらず榮光が欠けているのではあるが、悲惨は全く内在しないのであるからである。

必然性からの自由は、理性的被造物には善い者にも悪い者にも内在すること

たしかに必然性からの自由は、神と理性的被造物――善きものにも悪しきものにも全て――に等しく差別なく適合している。それは罪によつても悲惨によつても失われもしないし、減少させられもしない。また正しい人には罪人においてよりも大きいということもないし、天使においては人間においてよりも十全であると言うこともないのである。なぜなら、恩寵によつて善へと向けられた人間の意志の同意は、意志的に働かされ、意志に反して動かされることはないことによつて、人間を自由に善き者とし、善において自由な者とするのだが、そのように、自發的に

悪へと転がされた者は、それにもかかわらず、悪において自發的であると同じく自由な人を形成したのであるから、たしかに自分の意志によつて導かれたのであり、悪しき者であるようにと誰かから強制されたのではないのである。そして天使あるいは神御自身も自由に……といふのは、すなわち何らかの外的必然性によらず自分の意志によつて……善き者として永続するのだが、それと同様に、たしかに悪魔は他からの圧迫によらず、自分の意志的な重みによつて自由に悪へと倒れ込んだのであり、留まるのである。それゆえ意志の自由は、精神が（悪に）捕らわれているところでも、善人におけると同じく悪人においても完全に残り……だが、善人においての方がより一層秩序付けられている……また、創造主においてと同じく被造物においても、その各自のあり方に応じて完全に残る……創造主においての方がより力強いのだが……のである。

(一〇) だが、人がよく不平をこぼし、「自分は善い意志を持ちたいのだが、それが出来ないのだ」と言うのを常とするという事実は、意志がこの部分において力が必然性を被つてゐるかのようであつても、決してこの自由に異議を唱えることにはならない。そうではなくてむしろ罪からの自由と呼ばれたあの自由を自分が欠いていることを全く明らかにするのである。というのも、善き意志を持つことを欲する者は、自分が意志を有していることを承認するのであり、それというのも、彼は意志によらずには善き意志を持つとは欲しないからである。だ

負荷をおわされているハレ (primi) を苦しむのである。しかし、それを持とうと欲するところでは、疑いなく彼はすでに如何なる時でも彼は善い意志を有しているのである。彼が欲しているのは善であつて、善き意志によつてでなければ善を欲することは不可能である。ちょうど、悪しき意志によらずには悪を欲することが不可能であるのと同じである。我々が善を欲するとき、その意志は善い意志である。悪を欲するときにはその意志は悪い意志である。いずれの場合にも、意志があり、またそこには自由がある。というのは、必然性が意志に服しているからである。しかし我々が欲することをなし得ない場合には、我々はたしかに自由がある仕方で罪によつて捕らえられているとか、あるいは悲惨であると感じるのであるが、(自由が) 失われていると感じるのではない。

(一一) それゆえ、ただこの自由から……すなわちそれによつて、善に同意するならば自らを善であると、また悪に同意するならば悪であると判断することが意志にとつて自由であるこの自由からのみ、自由意思と名づけられるのだと我々は信じる（……善および悪への同意について、意志はたしかに欲するということによらずにはいざれの場合にも自分が同意していると感じないのである……）。他方、罪からの自由と呼ばれる自由からは、自由意思というよりも、おそらくより適切に自由思慮と、また同様に悲惨からの自由と呼ばれた自由からは、むしろ自由喜悦と呼ばれることが出来ただろう。

判断、思慮、喜悦とは何か

たしかに意思・思量 (arbitrium) とは判断 (judicium) である。だがの自由ではなく、必然性からの自由である。彼は善い意志を持とうと欲してそれが出来ないと、直ちに、たしかに自分には自由が欠けていふと感じるのだが、それはまさに罪からの自由であつて、この罪によつてじつさい彼は意志が全く取り去られること (perimi) をではなく、

属するのである。願わくば、我々が自分について自由に判断するよう
に、自分によつて自由に思慮なし得んことを！それは、我々が判断に
よつて許されたことと許されないことを自由に識別するように、思
慮によつて、許されたことを相応しいこととして自らのために選択し、
許されないことを有害なこととして退けることを自由として得んがた
めである。というのは、そうなればすでに我々は、自由意思のみでな
く、疑いもなく自由思慮の（に属する）ものもあり、したがつて罪
からも自由であつただろうからである。だがもし、自由にし役に立つ
もの、あるいは許されているものすべてが、そしてそれのみが喜ばし
いものでもあつたとしたらどうであろうか。我々はまた、自由喜悦に
属する者であるとも当然言われたのではないか。なぜなら、我々は全
ての不快を与えることの出来るものから、すなわち全ての悲惨から、
同じように解放された（自由な）者であると自らを感じたであろうか
らである。だが我々は、今は判断によつて、多くのことがらを許容さ
れるべきものか拒否されるべきものかであると識別すべきであるのに、
それらのものを思慮によつて判断の正しさによつては決して選んだり
軽蔑したりしないのであり、またさらにあたかも正しい適切なものだ
と慎重に観察する全てのものを、快適なもの（beneplacita）として快く
迎えないで、それどころかあたかも厄介な煩わしいものとして、かろ
うじて平静に過ぎ去るのを耐えているのであるから、我々が自由思慮
も自由喜悦も持つていないとることは明らかである。

(一二) 罪を犯す前の初めの人においても、我々はこれらの自由を有し
たのか、というのは別の問題であり、これに関しては、それを論じる
適切な箇所（*七章二一以下）で片づけることにする。だが、我々は
「あなたの御こころが天におけると同じく地にも行われますように」（マ
タ六・一〇）と祈ることを、神のあわれみによつて手に入れる時には、

我々は最も確実な仕方で手にすることになつてゐる。このことはたしか
に、先に述べたように全ての理性的被造物が共有していると思われるも
の、すなわち必然性からの自由意思が―すでに聖なる天使に実現して
いるように―選ばれた人々において罪から保全され悲惨から安全なも
のとされる時に、実現される。それは結局、この人たちが三種類の自由
に関する幸福な経験によつて、何がよき、よろこばしき、また完全な神
の意志であるかを味得することによつて（ロマ一一・一二）なのである。
というのは、このことは今まだないが、意思の自由のみはこの間にも完
全で充分なものとして人間のうちに留まつてゐるからである。他方、思
慮の自由は部分的にのみだが、自らの肉を惡徳および肉の欲望と共に十
字架に付けその結果としてもや罪が彼らの死すべき肉体において支配
していゝ少數の靈的な人々の内にある。さらに、罪が支配しないよう
にと思慮の自由が働くのであるが、自由意思が囚われ状態にあるために、
罪は完全にはなくならない。「だが全きものが来るとき、部分的なもの
は廃れる」（一コリ一三・一〇）。この言葉は思慮の自由が完全なものと
なるとき、意思の囚われがもはやなくなるということである。そしてこ
れが、われわれが毎日祈りに「あなたの御国が来ますように」（マタ
六・一〇）と言つて求めていることである。この御国はいま我々の内に
完全には到来していない。だがこの御国は毎日徐々に近づき、知らぬ間
に日々段々と境界を拡げる。厳密に言えば、それは神の援けによつて内
なる人が日々新たにされる（二コリ四・一六）人々においてなのだ。恩
寵の國が広がつて行けばゆくほど、罪の力は弱くなる。だが、魂を重く
している死の体のために、また多くのことを思惟する思念（sensus）を
抑圧する地上の住まいの必要性のために、この國はなお小さい限り、こ
の可死性の中により完全であると思われる人々も、次のように告白して
述べねばならない。「我々は皆多くの過ちを犯す」（ヤコ三・二）「もし自

分に罪がないと言うならば、我々は自分自身を欺くことになり、真理は我々の内にはない」（ヨハ一・八）と。それゆえ、彼ら自身も絶え間なく「あなたの御国が来ますように」と述べて祈るのである。だがこの国は明らかに、単に罪が死すべき体を支配しなくなるまでは、ではなく、死すべき体にすでに罪が全く存在もせず、存在し得ることもなるまでは、彼ら自身のうちに完成されないのである。

第五章

(一三) 今や我々はこの不正な世における喜悦の自由に関して、何を語るべきであろうか。この世では一日の苦労は一日では充分（マタ六・三四）ではなく、すべての被造物は今に至るまで呻き（ロマ八・一二）、産みの苦しみをし、当然ながら欲せずして虚無に服している（ロマ八・二〇）。し、また人生はこの地上では試練であり（ヨブ七・一）、聖靈の初穂をすでに受けた靈的な人々も自らの心の中で呻き、自らの体の贖いを待ち望んでいる（ロマ八・二三）のではないか。このような世々にあってこのような（喜悦の）自由のための余地があるのか。私は言うが、すべて悲惨が支配していると思われるところで、我々の喜悦のためにいかなる自由が残されているのか。というのも、この世々は――義人が「私は不幸な人間だ、誰がこの死すべき肉体から私を自由にしてくれるのか」（ロマ七・十四）と叫び、また「私の涙は昼も夜も私の糧になつた」（詩四二・四）と言うところでは、また夜も昼も悲嘆のうちに続き、たしかにいかなる時の間も喜悦のためには空いていないところでは――罪のないことによつても正義によつても、罪からも悲惨からも安全ではありえないであろう。それで結局のところ、キリストにおいて敬虔に生きようと欲する者たちは、さらなる迫害を被る（テモ三・一二）のである。なぜなら、裁きは「汝ら私の家から始めよ」（エゼ九・六）と

命じ給うのであるから、神の家から始まる（ペテ四・一七）のである。（一四）だがたとえ徳ではなく、悪徳がおそらく安全な場所にあるとしても、とかくするうちに何らか部分的に喜悦を享受し、悲惨を警戒することが出来る。否、とんでもないことだ。悪を行ふのを喜ぶ者たちはまた、最悪のことにつき雀躍する（箴二・一四）のであり、彼らがやつているのは狂人たちが笑うときやつていているようなことである。偽りの喜び以上により真なる悲惨はない。要するに、この世の幸福と思われるものこそ、それだけ悲惨なのである。知者が「宴会の家に行くより、喪中の家に行く方がましである」（コヘ七・二）と語るであろうように。

身体のよろこびは悲惨なしにはないこと

かなり多くの喜びが身体の善にある。すなわち、食べたり飲んだり、体を温めたりすることや、またその他身体の愛護や防護に。だが、それらのことは幾分かは悲惨を免れているであろうか。パンは善いものだが、飢えている人にである。飲み物も喜ばしいが、渴いている人を喜ばずのである。要するに満足している人にとっては、食べ物も飲み物も喜び（gratia）ではなく、重いもの（gravia）である。飢えを取り去れ。すると汝はパンの心配をしないだろう。乾きを取り去れ。汝は最も清らかな泉でも沼地のように眺めるであろう。同様に暑がっている人でなければ日陰を求めるないし、冷たくなつてゐる者や闇に包まれてゐる者でなければ太陽のことを思い煩わない。さし迫つた必要が先立たねば、これらのは気に入らないだろう。事物から必要性が完全に取り去られれば、直ちに、その中にあると思われていたものそのもの、すなわち喜びも、嫌悪と腹立しさに変わってしまうのである。

ベルナルドウスは結論する

したがつて、この点でも、現在の生に関わる万事を悲惨が支配していることを認めなければならない。ただ、より重い労働といううち続く苦

難の中では、より軽いものならたしかにどんな苦難でもたしかに慰めであり、また時と出来事にしたがって、交互に重い苦難と軽い苦難が生じる間に、より小さな苦難の経験は、なんらか悲惨の中斷のように思われる所以で、その結果、時として様々な極めて重い苦難が経験された後に、煩わしさがより少ない苦難の状態になると、幸福であると見なされるのである。

観想の中で高められる者は喜悦の自由を享受するといふこと

(一五) だが、観想 (contemplatio) の脱魂 (excessus) のために、時として聖靈の内において奪い去られて、いかに些細であれ天上の幸福を味わう」との出来る者は、しばしば脱魂するだけそれだけ悲惨から自由であると認めなければならぬだろうか。マリアと共に、自分たちから奪われることのないよりすぐれた部分を選択したこれらの者は、明らかに……」のことは否定されるべきではない……この肉においてさえも、稀であるかもしれないが、また激しいかもしれないが、喜悦の自由を享受するのである。というのも、奪い去られるべきでないものをすでに保持している者は、将来のことを (すでに) 経験するのである。しかるに、将来のこととは、幸福 (felicitas) である。さらに幸福と悲惨とは、同じ時に同時にある」とは不可能である。したがつて聖靈によつて幸福を多く分有するならばそれだけ悲惨を感じないのである。こうして、この生においてはただ観想し得る者のみが、どんな方法であれ、ともかく喜悦の自由を享受することが出来るのである。ただ、それは部分的であるが、それも充分適切な部分であつたり、反対に極めて稀であつたりの部分的であるが。

義人はかなりの部分で思慮の自由を享受する」と

さらに誰であれ義人ならばたしかに、部分的であるがかなりの程度、思慮の自由を享受する。

意思の自由について

その他、すでに上で明らかになつたように、理性を使用するすべてのものに等しく、意思の自由がなりたつ。この自由は本質的に (quantum in se est) 善人においてより悪人において小さいといふことはなく、またこの世においても将来の世と同様に十全にである。

第六章

(一六) しかしこのことも、すなわち」の自由自体が、他の二つの自由を全然伴つていなか、あるいは僅かしか伴つていない間は、この自由はある仕方で捕虜として捕らえられているということとも、すでに明らかに示されたと私は思う。使徒が「あなたがたは自分の欲することを行うことが出来ないようになる」(ガラ五・一七)と述べているあの我々の弱さは、他のところからは出てこない。欲すること (velle) は、自由意思によつて我々の内にあるが、欲することを行ふ力 (posse) がないからである。」」」で、私は善を欲することと、惡を欲することがではなく、ただ欲することが、そうだと言つていいのである。というのも、善を欲する」とは進歩であり、惡を欲することは退歩であるが、端的に欲する」とそれ自体は、進歩するか退歩するかのいずれかであるから。さらに、欲することと自体が存在するよう」と、創造の恩寵が働いた。進歩するよう」と救いの恩寵が働く (facit)。退歩するようにするのは自分で自分を倒す (deicit) のである。したがつて、自由意思是我々を欲する者とし、恩寵は我々を善く欲する者 (benevolus) とする。自由意思からして我々に欲することとが、恩寵からして善を欲することが存する。というのも、単に恐れることと神を恐れる」とは別であるように、また單に愛することと神を愛する」ととは別である——恐れる」とと愛する」とは、單に生み出されたところでは情動 (affectiones) であるが、対象 (すな

わち神)が付加されると徳を意味する――ように、単に欲することと善を欲することとは別である。

(一七) たしかに、端的な情動は自然本性的にあたかも我々からのように我々に内在し、付加されたものは恩寵によるのである。恩寵が秩序付けられるのはたしかに創造が与えたものにほかならないから、徳とは秩序付けられた情動にほかならないのである。ある者たちについて、彼らは恐れのなかつたところで恐れ震えた、と記されている(詩一四・五)が、この場合、恐れはあつたが、秩序付けられていなかつたのである。主が「お前たちが恐れなければならぬ方を示そう」(ルカ二一・五)と語られた時、主は弟子たちのうちに恐れを秩序付けようと欲し給うたのであつた。またダビデも「子らよ、来て私に聞け。お前たちに主を恐れることを教えよう」と述べている。同じく、「私は光としてこの世に来た。人々は光よりも闇を愛した」(ヨハ三・一九)と語つた方は、人々に無秩序な愛を咎めたのである。それゆえに、「雅歌」で花嫁は「私の中の愛を秩序付けて下さい」(二・四)と要請している。同様にまた「お前たちは自分が何を求めているかを知らない」(マタ二〇・二二)と主に言っていた者たちは、無秩序な意志について非難されていたのである。弟子たちは「私がこれから飲もうとしている杯をお前たちは飲めるか」(同)と(いう主の言葉を)聞いた時、彼らは(自分たちの)曲がつた意志を真つ直ぐな道へと導くように教えられたのである。また(主が)受難がさし迫つて、自分から杯が遠ざけられるようにと祈りながら、直ちに「とは言つても私の欲することではなく、あなたの欲し給うことを」(マタ二六・三九)と付け加えた時、主はたしかに、意志を秩序付けることを、言葉によつて、やがてまた模範によつて教えていたのである。こうして我々は神から、恐れること、愛することと同様、欲することを自然本性の状態に受け入れたが、その結果とし

て何らかの被造物となつてゐる。しかし我々は神を恐れること、神を愛することと同様、善を欲することを恩寵の訪問において受け入れるのであり、そうして、神に属する被造物となるのである。

善い自由な意志と悪い自由な意思との差異

(一八) 我々は、我々に属するものとして自由な意志を持つようにと創造されているが、善き意志によつていわば神に属するものとして造られる。自由なものを創つた方は、さらに善きものとし給うのである。そして、我々が神の被造物の初穂となるようにと(ヤコ一・一八)善きものにするのであるが、それというのも、我々にとつて自分に属するものとしてとどまるよりは、全く存在しなかつた方が好都合だからである。じつさい、あたかも善と悪とを知つてゐる神々のよう自分に属するものであることを――あたかも善と悪とを知つてゐる神に属するものであると欲した者たちは、その結果、ただ自分に属するものとなつただけでなく、悪魔に属するものとなつた。したがつて、自由な意志が我々を自分に属するものとするのだが、悪しき自由意志は悪魔に、善き自由意志は神に属するものとするのである。「主は自分のものを知る」(二テモ二・一九)と言われるのには、このことなのである。じつさい、主に属さないものたちは「アーメン、私はお前たちに言う。お前たちを私は知らない」(マタ二五・一二)と主は言われる所以である。それゆえ、悪しき意志によつて我々が悪魔のものである限りは、我々はある仕方で神のものではない。それはあたかも、我々が善い意志によつて神のものとされる時に悪魔のものであることをもはや止めるのと同じである。まことに、誰も二人の主人に兼ね仕えることは出来ない(マタ六・二四)。しかもなお、我々はあるいは神のものであるか、あるいは悪魔のものであるかであるが、自己のものもあり続けることは、同様に止めないのである。というのも、自分の意志によつてあたかも自由なもののようにされ

ることによつて、当然、あるいは悪しき者として罰せられ、あるいは我々は等しくしか意志的であることは出来ないことによつて、当然

我々は善き者として栄光を受けるのであつて、その限りで、どちらの場合も意思の自由は残り、それによつて賞罰の原因も残るのである。

もちろん我々の意志が我々を悪魔に売り渡すのであつて、悪魔自身の力がそうするのではない。神の恩寵が神に（我々を）服従させるのであつて、我々の意志がそうさせるのではない。たしかに我々の善き意志は――のことは認めねばならぬ――神から創られたのであるが、その創造者に完全に服従するまでは完全ではない。だが、自分の完成を自分自身に帰し、神にはただ創造のみを帰するなどということがあつてはならぬ。というのも（單に）創られてあるよりは完全なものであることの方が、当然是あるかにすぐれているのであるし、また神に小さなことを歸し、我々により優れたことを歸すのは、言うに非道なことと思われるからである。結局、使徒は何が自然本性からであり、何を恩寵に期待すべきであるかを考えながら、「欲することは私にあるが、完結させる力は、私は（自分のうちに）見出せない」（ロマ七・一八）と述べていたのである。たしかに彼は、欲することは自由意思からして彼の内にあるが、その欲すること自体を完全なものとして持つためには、恩寵が必要なものとして関与していることを知っていた。というのも、惡を欲することが意志のある種の衰退であるならば、たしかに善を欲することは、その意志自身の前進であるうし、また我々が欲する全ての善に対して充分な力を有する（sufficere）ならば、それはその意志自身の完成であるのだ。

(一九) それゆえに、自由意思から有している我々の欲する力を完全なものとして持つためには、我々は恩寵の一重の働き（munus）が必要なものである。すなわち、眞の知（verum sapere）――それは意志の善への回

心である――と充全な力（plenum posse）――これは當の意志を善に固定するハレ（confirmatio）である。

善い意志の完成について、すなわちそれは三重の善を内包すること

さらにまた、完全な回心は、相応しいことあるいは許されていることのみを喜ぼうとする善への回心であり、善における完全な固定化とは、喜ばしいことが今や何も欠けていないようになることである。意志が充分に善いものになり、善く充分なものとなる時、意志はついに完全なものとなる。というのも、意志はそのはじまりから自らのうちに二重の善を持つてゐる。一つはただ創造から来る一般的なもので、それはすなわち、「神は自らの創ったもの全てを見た、そしてそれらは大いに善かつた」（創一・三二）のであるから、善き神からは善き意志以外には創られ得なかつたからである。もう一つは、自由意思による特殊な善であり、この意思の自由のうちに、創り給うた方自身の似像（imago）に向けて意志が組み立てられてゐるのである。だがもし此の二つの善に第三の善が、すなわち創造者への回心も付け加わるならば、当然それは完全に善き意志であると判断されるのである。たしかに意志は全般において（in universitate）善やむのであり、その類において、より善いものであり、（神への）秩序付けによつて最高のものである。ところで、秩序付け（ordinatio）とは、意志が神へと完全に回心することであり、自己全体をあげての意志的な没頭的な服従である。だがこのかくも完全な正義に栄光の充溢が恩義をこうむつており（debitur）、否、むしろ結びつけられているのであつて、それというのも、正義の完成は充溢した栄光のうちにでなければ持たれないように、また栄光の充溢は完全な正義なしには持たれないように、そのように二つが互いに伴うのだからである。結局、栄光はそのような正義からでなければ眞なる栄光ではないのだから、

当然そのような正義は榮光なしにはないのである。そこで次のように

言われるのが当然である。「幸いだ、義に飢え渴く人。彼ら自身は満たされるであろう」（マタ五・六）。

(一一〇) これら正義と榮光は、上に我々が眞の知と完全な力と呼んだあの二つのものであり、知は正義に、力は榮光に関係付けられる。しかし「眞の」と「完全な」という語が付加されており、その一つ「眞の」は、死である肉の智恵（ロマ八・六）、また神の前での愚かさである世の智恵（一コリ三・一九）と区別するためである。この智恵による知者は、自分たち人間の前での知者であり、私に言わせれば、惡を行うに賢い（エレ四・一二）のである。他方「完全な」は、「力ある者は力強く苦難を耐え忍ぶ」（知六・六）といわれる人々との区別のためにである。なぜならば、眞の知もしくは完全な力は、同じく上に述べた二つのもの、すなわち自由思慮と自由喜悦が自由意思に結合しているところでなければ全く見出されないからである。いずれにしても――眞の智者、全き力ある者は、惡を欲することも欲しているものを欠いていることも出来ないであろうから――私は單に自由意思によつて欲する者ではなく、他の二つ（自由思慮と自由喜悦）によつて完成を成就する者をのみ、眞の智ある者、全き力ある者と呼んだらよかつたのだ。これらの一方、すなわち眞の智恵は思慮の自由により、他方、すなわち完全な力は喜悦の自由によつて存するのである。しかるに人間のうちこのことを誇り得るのは、どのようなまたどれ程の者であろうか（一コリ三・二二）。あるいはまた何処でいつ、このことは成就されるのであろうか。一体この世においてなつか。だがもし那样的な人が誰か居たならば、その人はパウロよりも偉大であつたろう。パウロは「だが私は成就することが出来ない」（ロマ七・一八）と告白しているからである。樂園でのアダムはそうだつただろうか。だがもし彼がその力を持つていたな

らば、樂園からの追放は決してなかつたであろう。

第七章

(一一一) アダムは樂園でこの三つの自由を持つていたのかどうか

ここが、上で我々が先延ばしにしたこと（＊三章八、四章一二）を詳しく観察する場所である。すなわち、我々が自由と呼んだかの三つのもの、すなわち意思の自由、思慮の自由、喜悦の自由、もしくは別の名前で必然性からの、罪からの、榮光からの自由の全てを、最初の人たちは樂園において有していたのか、それとも彼らはただ二つをか、あるいはただ一つのみをか、という問い合わせである。そこで第一の自由に関しては、義人にもまた罪人たちにも等しくその自由が内在することを、さらに前に述べた理論（Eti）がいかに明らかに教えてくれたかを想い起こそならば、たしかにもはや何の問題も存しない。残りの二つに関しては、問われるのは不当ではない。すなわち、アダムはかつてそれらを有していたのか、（有していたとしても）両方であったのか、それとも一つだけだつたのか、と。というのも、もし何も持たなかつたならば、彼は何を失つたのか。彼はたしかに意思の自由を、墮罪以前と同じく墮罪以後も、いつも不動なものとして保持している。それゆえに、もし彼が何も失わなかつたならば、樂園から追放されたことは彼に何の損害であつただろうか。だがもし、彼がその中のいずれか一つを有していたならば、どのようにして失つたのだろうか。というのも、彼は罪を犯したことによつて、罪からも全く自由ではなかつたし、肉のうちにとどまつてゐるので、悲惨からも自由ではなかつたことはたしかであるが、他方、それらのうちのいずれにせよ一度受け取つた自由を、彼はけつして失うことは出来なかつたのであつて、さもなければ、たしかに、欲すべきでなかつたものを欲することが出来、欲しなかつたものを受け取ることが出来た者は、

完全な知も完全な力も……」の二つが上で定義されたところからして……持たなかつたことが確信されるからである。（それでは）ある仕方でそれらを有していたが、完全な仕方ではなかつたので失うことなどが可能であつたのだ、というべきであろうか。

二つの自由の各々は二つの段階をそれ自身の中に有する」と

たしかに、二つの自由の各々が、上位と下位の二つの段階を有している。上位の思慮の自由は、罪を犯すことがあり得ないことであり、下位の自由は罪を犯さないことが出来ることがある。同じく上位の喜悦の自由は不安にされることがあり得ないことであり、下位の自由は不安にされないことが出来ることがある。したがつて人間は二つの自由の下位の段階を、意思の完全な自由と同時に、自らの状態のうちに受け取つたのである。また罪を犯した時に、両方の（下位の）段階から倒れたのである。思慮の自由が完全に（*ex toto*）失われたので、彼は罪を犯さないことが出来ることから、罪を犯さないことが出来ないことへと、崩れ落ちたのだ。同様に、喜悦の自由を完全に失つたので、彼は不安にされないことができる」とから、不安にされないことができないことへと崩壊したのである。ただ意思の自由のみが、罰に向けて（罰を受けるために）残つた。この意思の自由によって、他の自由を失つたのである。だが意思の自由そのものを失うことは出来なかつた。彼は自らの意志によつて罪の奴隸となり、当然の結果として思慮の自由を失つた（ロマ六・一七—一八）。さらに罪によつて彼は死の負い目を持つ者（*debitor*）とされたのであるから（ロマ五・一二）、どうして喜悦の自由を保ち続けることが出来たであろうか。

(二二) それゆえに、彼は自らが受けた三つの自由のうち、意思に属すると言われる自由を濫用することにより、残りの自由から自らを奪い去つたのである。「人は名譽のうちにあつたとき、悟らなかつた。智恵

のない駄獣に比べられ、それらと似たものとされた」（詩四九・一三）という聖書の証言によれば、彼は榮光のために自由を受けたのに、その自由を自分のために恥ずべきものに変えたことによつて濫用したのである。生命あるものの中でただ人間にのみ、自由意思という特権の代償として、罪を犯すことが出来る可能性（*potuisse*）が与えられた。だがそれは、そのことによつて罪を犯すためにではなく、罪を犯し得るのに罪を犯さないならばより一層名譽あるものであることが明らかになるためである。じつさい彼にとって、聖書が「これは誰だから私たちは彼を誉めるのか」（シラ三一・九—一〇）と述べて示していることが、彼自身について言われたならば、それ以上に何が一層名譽あることであり得たであろうか。どうして（聖書の中の）彼は誉められるべきであるのか。「というのも、彼はその生涯に驚嘆すべき」とどもを為したからである（シラ三一・九）。それはどのようなことだったのか。聖書は言う、「彼は違反すること（*transgreedi*）が出来たが違反しなかつた。悪事を行い得たが行わなかつた」（シラ三一・一〇）と。それゆえに、この名譽を彼は罪なしでいた間は保持したが、罪を犯したとき失つたのである。しかるに、彼に自由があつたがゆえに彼は罪を犯したのであり、また彼が自由であつたのは、まさに自由意思によるにほかならず、この自由意思からして彼に罪を犯す可能性が内在したのである。しかしながら罪は（自由を）与えるものの罪ではなく、濫用する者の罪であり、彼はすなわち罪を犯さない名譽のために受け取つた能力（*facultas*）を罪を犯す用へと向け変えたのである。じつさい、たとえば彼が自分の受け取つた力からして罪を犯したとしても、それは可能であつたからではなく、彼が欲したからなのである。というのも、悪魔とその使いどもは背任を犯していても、他の天使たちはやはり背任をしなかつたのだが、それは彼らがなし得なかつたが故ではなく、欲しなかつたが故なのである。

(二三) それゆえに、罪を犯す者の墮落 (lapsus) は能力の賜物 (donum) にではなく、意志の悪徳 (vitium) に帰せられねばならない。だが意志による墮落は、等しく意志によつて更生することを、もはや自由なものとしては持つていないのであって、なぜならば、たとえば落下しないようにと立つてゐる力が意志に与えられていたとしても、もし落ちたときに再起する力は与えられていなかつたからである。というのも、人は陥罪 (fovea) に滑り落ちるのはたやすいのだが、そこから同じようになたやすく脱出することは出来ないのである。人はただ意志によつてのみ罪の完成に落ちたが、意志によつては充分に再起することはできないのである。なぜなら、もはや欲しても罪を犯さないことは不可能であるから。

第八章

(二四) それでどうなのだろうか。罪を犯さないことが不可能であるから、自由意思は死んだのだろうか。決してそうではない。ただししかし、かつてはそれによつて罪を犯さないことが出来た自由思慮を失つてゐるのである。ちょうど、不安にされないことがいまや不可能であるといふことが、それによつて以前には不安にされないことが出来た喜悦の自由を失つたことによつて、悲惨な人間に生起するのと同じようである。

人は罪を犯さないことは不可能であるか、自由意思は失つてはいな

いこと
それゆえ罪を犯した後でも、自由意思は留まつてゐる。悲惨ではあるが損なわれない (integrum) で。そして、人が自分を自分によつて罪もしくは悲惨から脱出せしめることが出来ないということは、自由意思の破壊を意味するのではなく、残る二つの自由の欠如を意味するの

である。というのも、力と知は、それ自体としてある限り、自由意思に属しておらず、あるいはかつて属したこともなく、ただ欲することのみが属しているのであるからである。自由意思は被造物を力あるものにも知るものにもしないで、ただ意志する者にするのである。それゆえに、もし (被造物が) 力あるものや知るものであることをやめたのではなく、欲するものであることをやめたのであれば、自由意思をのみ失つたのだと、我々は考えるべきであろう。というのも、意志のないところには自由もないからだ。私が言つているのは——被造物が善を欲することではなく、欲することを全く止めるならば、何の矛盾もなく、まさに意志によつて善さがではなく、意志そのものが完全に失せるところでは、自由意思も滅びると認めなければならぬ、ということである。だがもし善を欲することのみが出来ないのであれば、それは彼に自由な意思ではなく、今や善を欲することに対する彼に力が欠けていたとすれば、彼は自由意思が失われたのではなく自由喜悦が自分に欠けているのだと悟つたはずである。それゆえ、もし自由意思が、意志が完全に存在をやめるのでなければ自由意思を欠くことはないほど、意志にぴつたり付随するのであるなら、たしかに意志は、善におけると同様、悪においても等しく存続し、自由意思もまたたしかに等しく善においてと同じように悪においても損なわれないで存続するのである。また、悲惨のうちに置かれていても意志は意志であることをやめず (ただ) 幸福な意志という言い方のようによつて悲惨な意志と言われまたそういうに、いかなる逆境も必然性も自由意思を破壊したり、あるいはそれ自身においてある限り、いざさかも減少させることは出来ないであろう。

(二五) しかし、どこででも等しくそれが減少することなく存続するとしても、だが自分で善から悪へと倒れ得たように自分で悪から善へと蘇

生することは同等には出来ないであろう。また立っている時に何の努力もせずに幾分かより善い方へと前進することが出来ていたことがからを、倒れて横たわりながらでは自分自身で再び立ち上がることが出来ないとしても、何の不思議があろうか。要するになお他の二つの自由を何らか部分的に自ら有していたのに、彼はそれらの自由のより低い段階からより高い段階へと、すなわち罪を犯さないことおよび不安にされないことが可能であることから、罪を犯すことが不可能であることを、不安にされ得ないとべと上昇することは出来なかつたのである。だがもし、それらの自由にいかにしてであれ援けられた者が、善からより善いものへと自らを進展させることができなかつたならば、それらの自由を全く欠如している者が、いま悪から善であったところのものへと自分自身によつて回復することは、いかに可能性が少ないことであらう。

(二六) それゆえに、人間は神の力 (*virtus*) と神の智恵としてのキリストを不可欠なものとして有するのである。キリストは、智恵であることからして、自由思慮の再建 (*restauratio*) に向けて真の知 (*sapere*) を彼に再び注ぎ込み、力であることからして、自由喜悦の修復に向けて充分な力を再び置いて下さるであろう。——それは一方（つまり智恵）によって完全に善きものであるから罪をもはや知らず、他方（つまり力）によって十全に幸福なものであるから抵抗するものを何も感じないといつたほどに、である。しかし、もちろんその完成は将来の生において期待されるべきであつて、そのときには今は失われた両方の自由が自由意思によつて完全に再建されるのである。それは、この世において各々の正しい人に、彼の義がいかほどに完全であつても、持つようになると与えられていくようにでもなく、すでに今天国において天使たちが

所有しているような仕方においてなのである。だがいずれにしても、この死の体において（ロマ七・二四）、また障碍多きこの世においては（ガラ一・四）思慮の自由によつて欲求の中で罪に服従しないこと、喜悦の自由によつて正義のために対抗するものどもを恐れないことで充分であろう。だがこの罪の肉においても、またこの日々の惡意においても不充分ではない知があり、罪に……たとえ完全に罪がない訳ではなくても……同意しない力がある。それは小さからぬ力であり、またたとえまだ完全に幸福だと感じる働きはなくとも、対抗するものを真理のために男らしく軽蔑する働きはあるのである。

(二七) たしかに我々は……とかくするうちにいつか喜悦の自由を充分に享受することが出来るようとに、思慮の自由によつて今、意思の自由を濫用しないことを学ぶべきである。たしかにそのようにして我々は我々のうちに神の似像を再び獲得するのであり、そのようにして我々は罪によつて失つたあの古の名譽をしっかりと掴まえるようによつて恩寵によつて準備されるのである。そして自分について「この者は誰であるから我々は彼を讃めるのか。彼は自分の一生において驚くべきことを行つた。彼は違反することが出来たが違反しなかつた。惡事を行い得たが彼は行わなかつた」（シラ三一・九一一〇）と言われるのを聞く者は幸いである。

以上は、クレルヴォーのベルナルドゥス *Bernardus Claraevallensis* の *DE GRATIA ET LIBERO ARBITRIO* のほぼ半分を翻訳したるのである。

底本は *Bernardo von Clairvaux, Sämtliche Werke lateinisch/deutsch, 1, herausgegeben von Gerhard B. Winkler, Innsbruck 1990* を用いた。

参考にした翻訳書としては、上のドイツ語訳に加えて SAN BERNARDO TRATTATI (Scriptorium Claravallense Fondazione Di Studi Cistercensi Milano.MXMLXXXIV) 所収の Manlio Simonetti 訳、および邦訳として平凡社「中世思想原典集成」第10巻所収の梶山義夫訳を折に触れて利用した。

なお、見出しへは、本文を読めば分かるように、ベルナルドゥス自身の付けたものではない。また不適切なものもある。今回、外そうとも思つたが、これまでの訳においては私の見た限りではいざれにもつけられてゐるし、それで通用してきてるので、そういう事情を付記した上で残すこととした。